

令和2年12月23日
第227回都市計画審議会

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の都市計画変更について

都は、都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)について、都市計画変更を行うこととした。

1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都道府県が定める都市計画の基本的な方針である。区市町村を超える広域の見地から、都市計画区域全域を対象とした、(1)都市計画の目標、(2)市街化区域および市街化調整区域の区分の方針、(3)土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

※ 区市町村は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して、より地域に密着した見地から、都市計画法第18条の2に基づき都市計画マスタープランを定める。

2 改定の基本的な考え方

「未来の東京 戦略ビジョン」(令和元年12月策定)で示した方向性や「都市づくりのグランドデザイン」(平成29年9月策定)を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化や国の動向などを反映させるため改定を行う。目標年次は2040年代(おおむね20年後)とする。

3 原案からの変更内容

以下の資料に記載のとおり

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)(説明資料②)
- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(案)の概要(参考資料)

※ 具体的な方針・計画に係る項目は変更なし

4 これまでの経過および今後の予定

令和2年7月1日～15日	都市計画原案の公告・縦覧、公述の申出受付（東京都）
7月7日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
8月20日、21日	都市計画原案に係る公聴会（東京都）
11月13日	東京都から意見照会
12月2日～16日	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付（東京都）
12月23日	練馬区都市計画審議会へ諮問
令和3年1月	東京都へ意見回答
2月	東京都都市計画審議会へ付議（東京都）
3月	都市計画変更・告示（東京都）

5 議案

議案第455号 東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
(東京都決定)

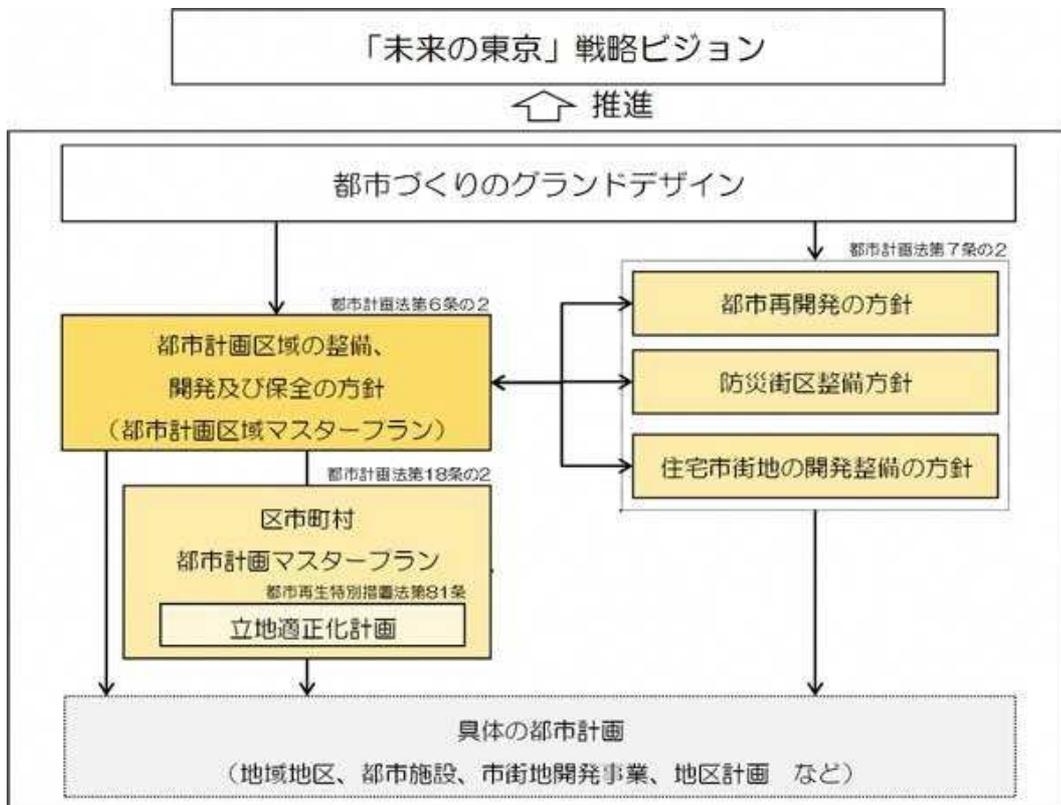
- (1) 都市計画の案の理由書 P3
- (2) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）（説明資料②） 別添

6 添付資料

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）の概要（参考資料）別添

7 参考

〔「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の位置付け〕



都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 理由

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針である。

また、都が長期的視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を示すものである。

都は、平成26年12月、目標年次を2025年とする同方針を策定した。

「未来の東京」戦略ビジョンや「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像や将来像の実現に向け、都市計画に関する事項を本計画に位置付けるとともに、都市計画審議会に意見も聴きながら、感染症拡大に伴い加速する方向にある、新たな日常にも対応した都市づくりの方向性なども取り入れ、改定を行うものである。